

No.	新	旧
1	第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
2	<p>(実施方法)</p> <p>第9条 認証評価は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査により行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 評価委員会は、分科会が作成した機関別評価原案に基づき、次の各号の定めにより機関別評価案を作成し、理事会に報告する。</p> <p>(1) 短期大学評価基準の4基準(以下「4基準」という。)に照らして全てが合である場合は、適格と判定する。</p> <p>(2) 4基準に照らしてその<u>一つ以上に否がある</u>場合は、不適格と判定する。</p> <p>(3) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は、不適格と判定する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(実施方法)</p> <p>第9条 認証評価は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査により行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 評価委員会は、分科会が作成した機関別評価原案に基づき、次の各号の定めにより機関別評価案を作成し、理事会に報告する。</p> <p>(1) 短期大学評価基準の4基準(以下「4基準」という。)に照らして全てが合である場合は、適格と判定する。</p> <p>(2) 4基準に照らしてその<u>一部又は全てが否である</u>場合は、不適格と判定する。</p> <p>(3) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は、不適格と判定する。</p> <p>5 (略)</p>
3	第10条～第21条 (略)	第10条～第21条 (略)
4	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>